

平成 17 年国勢調査 名古屋の町(大字)・丁目別人口について

この冊子の数値は、本市で集計した速報値であり、後日総務省から公表する数値とは異なる場合があります。

利用に際しては、以下の点にご留意ください。

I 調査の目的

国勢調査は、国内の人口、世帯、産業構造等の実態を明らかにし、国及び地方公共団体の各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として行われる国の最も基本的な統計調査である。

調査は大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 17 年国勢調査はその 18 回目に当たる。

II 調査の時期

平成 17 年国勢調査は、平成 17 年 10 月 1 日午前零時(以下「調査時」という。)現在によって行われた。

III 調査の法的根拠

平成 17 年国勢調査は、統計法(昭和 22 年法律第 18 号)第 4 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

- ・国勢調査令(昭和 55 年政令第 98 号)
- ・国勢調査施行規則(昭和 55 年総理府令第 21 号)
- ・国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令(昭和 59 年総理府令第 24 号)

IV 調査の地域

平成 17 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

V 調査の対象

平成 17 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者を

いい、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

- 1 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
- 2 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその病院又は療養所、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
- 3 船舶(自衛隊の使用する船舶を除く。)に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶

なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入った船舶について調査した。

- 4 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部(基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部)の所在する場所
- 5 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。

- (1) 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員(随員を含む。)及びその家族
- (2) 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

VI 世帯の定義

この調査において「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。

VII 区及び学区

平成17年10月1日現在、本市の行政区は16区、学区（小学校の通学区）は261学区ある。ただし、中区は国勢統計区の区域を用いている。

VIII 町（大字）及び丁目（小字）

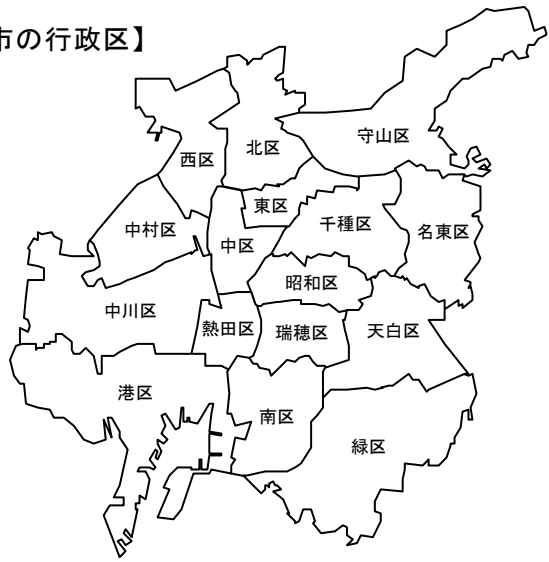
「第3表 学区別、町・丁目別の世帯数と人口」において、1つの町（大字）及び丁目（小字）が2つ以上の学区にまたがっている場合は、それぞれの学区で表章するとともに、当該町（大字）及び丁目（小字）名の前にまたがっている学区数を②、③等の数字で示してある。

なお、常住人口のない町（大字）及び丁目（小字）については表章せず、またがる学区数にも計上していない。

IX 秘匿措置

世帯数「3」以下及び人口「9」以下の町（大字）及び丁目（小字）は、原則として隣接する町（大字）及び丁目（小字）に数字を合算して表章している。この場合、合算先の町（大字）及び丁目（小字）名の後に「*」印を付している。

【本市の行政区】



参考 区別の世帯数と人口

平成17年10月1日現在										
区	面 積 (km ²)	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			性 比 (女=100)	1世帯 当たり 人 員 (人)	人 口 密 度 (人/km ²)	平成12年 国勢調査 人 口 (人)	人 口 増減率 (%)
			総 数	男	女					
全 市	326.45	954,857	2,215,031	1,099,388	1,115,643	98.5	2.32	6,785	2,171,557	2.0
千 種 区	18.24	74,427	153,132	75,313	77,819	96.8	2.06	8,395	148,537	3.1
東 区	7.72	33,602	68,471	33,059	35,412	93.4	2.04	8,869	65,791	4.1
北 区	17.56	71,675	166,441	81,237	85,204	95.3	2.32	9,478	167,640	-0.7
西 区	17.90	61,919	143,073	71,040	72,033	98.6	2.31	7,993	140,364	1.9
中 村 区	16.32	63,558	134,572	67,029	67,543	99.2	2.12	8,246	134,955	-0.3
中 区	9.36	41,464	70,732	33,906	36,826	92.1	1.71	7,557	64,669	9.4
昭 和 区	10.93	51,621	105,011	52,644	52,367	100.5	2.03	9,608	105,289	-0.3
瑞 穂 区	11.23	46,500	105,364	51,105	54,259	94.2	2.27	9,382	104,410	0.9
熱 田 区	8.16	28,159	63,608	31,406	32,202	97.5	2.26	7,795	62,625	1.6
中 川 区	32.01	85,236	215,792	107,278	108,514	98.9	2.53	6,741	209,982	2.8
港 区	45.67	58,665	151,861	76,318	75,543	101.0	2.59	3,325	151,614	0.2
南 区	18.47	59,755	143,977	73,318	70,659	103.8	2.41	7,795	147,912	-2.7
守 山 区	33.99	61,853	161,338	80,286	81,052	99.1	2.61	4,747	154,460	4.5
緑 区	37.85	79,642	216,531	107,474	109,057	98.5	2.72	5,721	206,862	4.7
名 東 区	19.42	68,103	157,178	77,452	79,726	97.1	2.31	8,094	153,103	2.7
天 白 区	21.62	68,678	157,950	80,523	77,427	104.0	2.30	7,306	153,344	3.0

注1) 面積は、国土交通省国土地理院「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による。ただし、緑・名東区は市外との境界未定があるため、「平成3年同面積調」を基礎とし、緑区については平成16年10月9日の区界変更、名東区については平成7年12月2日の区界変更に伴う異動面積を減算した。なお、全市はこれら各区の面積を合計したものである。

2) 平成12年国勢調査人口は、平成12年10月1日現在の確定値を平成17年10月1日現在の区域に置き換えた人口である。